

資料1

防災みえメール配信サービス再構築  
及び運用保守業務委託  
情報提供依頼書

三重県 防災対策部

令和3年2月

## 目 次

第 1	調達案件名.....	3
第 2	情報提供依頼 .....	3
1	背景と目的.....	3
2	情報提供資料の提出について.....	3
3	添付資料.....	4
4	注意事項.....	4
第 3	サービス概要.....	4
1	提供サービスの概要 .....	4
2	業務内容及び履行期間.....	5
第 4	防災みえメール配信サービス再構築業務 .....	5
第 5	防災みえメール配信サービス運用保守業務.....	5
第 6	情報セキュリティに関する受託者の責任.....	5
第 7	遵守すべき法令等.....	6
第 8	受託者の義務.....	6
1	受託者の義務.....	6
第 9	支払条件.....	7
1	支払条件.....	7
第 10	著作権等.....	7
第 11	工業所有権.....	8
第 12	第三者の権利侵害.....	8
第 13	契約不適合担保責任.....	9
第 14	機密保持.....	9
第 15	再委託の制限.....	9
第 16	暴力団等排除措置要綱による不当介入に対する措置.....	9
第 17	環境への配慮事項.....	9

## 第1 調達案件名

防災みえメール配信サービス再構築及び運用保守業務委託

## 第2 情報提供依頼

### 1 背景と目的

本県では、気象庁から発表される気象情報等を利用者へ即時に伝達することを目的とし、県民の方が必要な地域の必要な情報を選択・受信することができる「防災みえメール配信サービス」(以下「本サービス」と呼ぶ)を平成15年度から運用しており、約4万2千人の方に利用していただいています。

一方、本サービスは新しい技術である「L アラート」に対応しておらず、「L アラート」を活用した「避難所」や「避難指示等」の配信を行えないことから、現状の配信内容に加え、「L アラート」を活用した「避難所」や「避難指示等」を配信できるよう本サービスを新しく調達することとします。

つきましては、本サービスの再構築にあたり、公平・公正な調達となるよう事業者の方から幅広く情報を提供いただきたくため、本内容をご確認のうえ、見積書、スケジュール、その他ご意見等をご提出いただきますようお願いいたします。

なお、本内容については、今回ご提供いただいた情報等を参考にして、今後、修正する場合があります。

### 2 情報提供資料の提出について

#### (1) 提出物

- ア 見積書(別紙 3\_見積様式)
- イ 各要件定義(案)に対するご意見(別紙 4\_意見書)
- ウ スケジュール等(様式は自由)

#### (2) 提出方法

- ア 持参、郵送またはメールとします。  
(持参する場合、平日 8 時 30 分～17 時 15 分の間とします。)
- イ 提出物の形態は、印刷物または電子ファイルとします。
- ウ 用紙サイズは、A4 または A3 としページ数の制限はありません。
- エ 電子ファイルによる提出の場合、PDF ではなく、MSoffice 形式のままご提出ください。

#### (3) 情報提供受付締切日時

- 令和 3 年 3 月 12 日(金曜日)17 時 15 分まで。  
(郵送又はメールの場合も上記期日までに必着とします。)

#### (4) 提出先及び問い合わせ先

- 三重県防災対策部災害対策課 担当:湯浅、原戸
- 住所:〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
- 電話:059-224-2157
- メール:staisaku@pref.mie.lg.jp

### 3 添付資料

- (1)資料1「防災みえメール配信サービス再構築及び運用保守業務委託情報提供依頼書」  
(本資料)
- (2)別紙1「防災みえメール配信サービス再構築業務要件定義書(案)」
- (3)別紙 1-1「防災みえメール配信登録(変更・削除)画面例」
- (4)別紙 1-2「配信メール例」
- (5)別紙 1-3「移行データフォーマット(案)」
- (6)別紙 2「防災みえメール配信サービス運用保守業務要件定義書(案)」
- (7)別紙 3\_見積様式
- (8)別紙 4\_意見書

### 4 注意事項

- (1)本情報提供依頼については、本業務の参考とさせていただきますが、将来の発注や契約を約束するものではありません。
- (2)ご提供いただいた資料については、当組織内で使用するものであり、提案者の断りなく第三者への配布は行いません。ただし、三重県情報公開条例(平成 20 年 12 月 5 日条例第 54 号)で定義する公文書になりますので開示請求があった場合は、請求者に対し開示を行います。そのため、企業秘密等に該当し、非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。(提案書全てを非開示とする必要がある場合についても、その旨を記載してください)
- (3)ご提供いただいた資料については返却いたしませんのでご了承ください。
- (4)ご提供いただいた資料にかかる諸費用一切については、提供者の負担とします。
- (5)ご提供いただいた資料に関して、後日問合せ及び資料追加の依頼を行う場合があります。
- (6)本件にかかる県からのすべての情報については、第三者に関して開示または漏洩しないようお願いいたします。

## 第3 サービス概要

### 1 提供サービスの概要

受託者が提供するサービスの概要を以下に示す。

表1 提供サービスの概要一覧

	提供するサービス	内容
1	メール配信登録・変更・解除ページの提供	気象情報等の配信や停止を希望する利用者がメール配信の登録・変更・解除を行うためのホームページを提供すること
2	気象情報等のメール配信	登録内容にしたがって気象情報等を利用者にメールで配信すること

3	メール配信管理ページの提供	管理者が登録された情報を確認したり、特定の利用者にメールを配信するためのホームページを提供すること
4	メール配信サービス案内ページの提供	メール配信サービスの案内を行うホームページを提供すること

## 2 業務内容及び履行期間

### (1) 業務内容

本業務は、以下のとおり、「防災みえメール配信サービス再構築業務」と「防災みえメール配信サービス運用保守業務」で構成する。

#### ア 防災みえメール配信サービス再構築業務

本書に従い、防災みえメール配信サービスを再構築し利用可能とすること。

#### イ 防災みえメール配信サービス運用保守業務

本書に従い、防災みえメール配信サービスの運用保守を行うこと。

### (2) 履行期間

本業務の履行期間を以下に定める。

ア 防災みえメール配信サービス再構築業務: 契約日(令和3年8月末を予定)から令和4年3月末まで

イ 防災みえメール配信サービス運用保守業務: 令和4年4月1日から令和9年3月末まで

## 第4 防災みえメール配信サービス再構築業務

防災みえメール配信サービス再構築業務の詳細については別紙1「防災みえメール配信サービス再構築業務要件定義書(案)」を参照すること。

## 第5 防災みえメール配信サービス運用保守業務

防災みえメール配信サービス運用保守業務の詳細については別紙2「防災みえメール配信サービス運用保守業務要件定義書(案)」を参照すること。

## 第6 情報セキュリティに関する受託者の責任

1 受託者は、三重県電子情報安全対策基準及び受託者内部のセキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティを確保できる体制を整備するとともに、情報漏えい等の情報セキュリティ侵害への対策が十分に講じられた作業環境において、本業務に係る作業を実施するものとする。

なお、三重県電子情報安全対策基準については、受託者のみに提示する。

2 受託者は、本業務に係る作業を実施するすべての関係者に対し、私物(関係者個人の所有物等、受託者管理外のものを指す。以下、同じ。)コンピュータ及び私物記録媒体(USB メモリ等)に三重県に関連する情報を保存することを禁止するものとする。

- 3 受託者は、本業務における情報セキュリティ対策の履行状況について、職員に確認を求められた場合には、これを報告するものとする。また、受託者は履行状況について、三重県が自ら確認しようとすることに協力するものとする。
- 4 受託者は、本業務における情報セキュリティ対策の履行状況について三重県が改善を求めた場合には、三重県と協議の上、必要な改善策を立案して速やかに実施するものとする。
- 5 受託者は、本業務に係る作業中及び契約に定める契約不適合責任の期間中において、受託者における情報セキュリティ上の問題を原因とした情報セキュリティ侵害が発生した場合には、直ちに職員へ報告の上、受託者の責任及び負担において、次の各事項を速やかに実施するものとする。
  - (1) 情報セキュリティ侵害の内容及び影響範囲を調査の上、当該情報セキュリティ侵害への対応策を立案し、三重県の承認を得た上で実施すること。
  - (2) 発生した事態の具体的内容、原因及び実施した対応策等について報告書を作成し、三重県へ提出して承認を得ること。
  - (3) 再発防止対策を立案し、三重県の承認を得た上で実施すること。
  - (4) 上記のほか、発生した情報セキュリティ侵害について、担当職員の指示に基づく措置を実施すること。

## 第7 遵守すべき法令等

- 1 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号)等の関係法規を遵守すること。
- 2 受託者は、個人情報保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

## 第8 受託者の義務

### 1 受託者の義務

- (1) 本業務の遂行に当たっては、三重県の求めに応じ、速やかに資料等の提出を行うこと。
- (2) 本業務において、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上、当然必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。
- (3) 契約書及び仕様書に明示されているすべての業務に対し、いかなる場合においても三重県に別途費用を請求することはできない。ただし、三重県の要求仕様の変更による追加費用については別途協議を行うものとする。
- (4) システム開発に当たり、現行システム及び連携する外部システムの開発・保守事業者の協力を得る場合は、職員と十分な調整を図り、受託者の負担と責任において実施すること。
- (5) 現行システムからのデータ移行を実施する際には、職員及び現行システムの開発及び保守事業者と十分な調整を図り、受託者の負担と責任において実施すること。

## 第9 支払条件

### 1 支払条件

- (1) 「防災みえメール配信サービス構築業務」の支払時期は、三重県による履行確認後(令和4年3月末日予定)とする。
- (2) 「防災みえメール配信サービス運用保守業務」の支払時期は、三重県による履行確認後(令和4年度から令和8年度における各年度の3月末日予定)とする。

## 第10 著作権等

- 1 成果品等のうちプログラム言語で書かれるスクリプト・プログラムの著作権は、受託者又は開発元に帰属する。
- 2 成果品等のうちプログラム言語で書かれるスクリプト・プログラムなどを除く一切の資料(機能一覧、画面一覧、画面遷移図等)の著作権は、三重県に帰属するものとする。
- 3 成果品等のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、同法27条及び28条に規定する権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果品のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品等の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。
- 4 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得した上、三重県に譲渡するものとする。
- 5 成果品等のうち、上記3の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用(著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。)できるものとする。
- 6 成果品等のうち、上記3の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品等を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- 7 三重県は著作権法第20条第2項、第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- 8 受託者は、上記3に基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を一切行使しないものとする。
- 9 受託者は、上記4に基づき三重県に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- 10 前2項の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- 11 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

- 12 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により三重県に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。
- 13 本契約、仕様書等にいう成果品等には、上記 1 を除き、すべて所有権及び著作権等が三重県に帰属する旨の表示をするものとする。

## 第11 工業所有権

- 1 委託業務の履行に関連して三重県及び受託者が各々単独で特許権、意匠権その他の工業所有権(以下「工業所有権」という。)を獲得した場合、三重県が成果品等を利用(委託業務の目的に沿った本契約終了後の事業への利用を含む。以下同じ。)するために必要な範囲において三重県・受託者相互に無償で当該工業所有権を使用できるものとする。ただし、三重県及び受託者は、もっぱら相手方の発案によるものをもって、自ら単独の工業所有権を獲得してはならない。また、三重県及び受託者は、特許法第 38 条、意匠法第 15 条その他関係法規の規定に基づき、発明等に至る過程が完全に一方に属するもの以外は、すべてその工業所有権を共有としなければならない。
- 2 受託者が従前より保有し、若しくは第三者から承継又は実施権の設定を受けた工業所有権を委託業務に適用する場合、受託者は当該工業所有権に関する対価を請求しないものとする。
- 3 受託者が前項の工業所有権を第三者に承継させる場合は、三重県が成果品等を利用するために必要な範囲において、三重県又は三重県の指定する者に当該工業所有権の対価の請求及び権利侵害の主張をしない旨を保証するものとし、当該第三者が他の第三者に承継させる場合も同様の保証を行わせるものとする。
- 4 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

## 第12 第三者の権利侵害

- 1 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等(以下総称して「知的財産権」という。)を侵害するものであるとして三重県に対し何らかの訴え、異議、請求等(以下総称して「紛争」という。)がなされ、三重県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。
- 2 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。
  - (1) 成果品を侵害のないものに改変すること。
  - (2) 三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。
  - (3) 本条の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。



### 第13 契約不適合担保責任

- 1 三重県は、成果品の提出を受けた後に隠れた瑕疵を発見したときは、受託者に瑕疵の補正を請求することができる。  
前項の規定による瑕疵の補正は、三重県が不適合の事実を知ってから1年以内かつ引き渡しを受けた日から5年以内に請求しなければならない。

### 第14 機密保持

- 1 受託者は、受託期間中または受託期間終了後を問わず、業務を遂行するうえで知り得た個人情報及び機密情報を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。
- 2 受託者が個人情報の処理等を行う場合は、三重県個人情報保護条例に基づき個人情報の漏えい、滅失及びき損に対する防止措置を講じなければならない。

### 第15 再委託の制限

- 1 受託者は、三重県の承認を得ないで業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を三重県に提出し、三重県の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 2 前項の規定は、受託者が資料の謄写、製本等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

### 第16 暴力団等排除措置要綱による不当介入に対する措置

- 1 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - (1) 断固として不当介入を拒否すること。
  - (2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - (3) 三重県に報告すること。
  - (4) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- 2 受託者が1の(2)又は(3)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置をとるものとする。

### 第17 環境への配慮事項

- 1 最新の「みえ・グリーン購入基本方針」及び「環境物品等の調達方針」に適合していること。